

SUGOCAに関する特約

第1条(目的)

本特約は、九州旅客鉄道株式会社(以下、「JR 九州」という。)とクレジットカード会社等(以下、「クレジット会社」という。なお、クレジットカード会社等には提携企業を含むものとする。)の発行する「クレジット一体型 SUGOCA」(以下、「カード」という。)を情報記録媒体としたJR九州所定の乗車券(以下、「ICカード乗車券」という。)において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるために条件を定めることを目的とします。

第2条(適用範囲)

1.本特約は、各社の定めるクレジットカード会員規約やその他会員規約等(以下、「会員規約等」という。)に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。2.会員がICカード乗車券を利用する場合は、ICカード乗車券取扱規則(平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第11号。以下、「ICカード取扱規則」という。)による記名式SUGOCA乗車券として取り扱います。3.会員はカードを、ICカード取扱規則によるSUGOCA定期券としては利用できないものとします。4.IC乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則(平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第26号。以下、「電子マネー取扱規則」という。)の定めるところとします。また電子マネー取扱規則による場合、「SUGOCA電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第3条(用語の定義)

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。(1)「各社」とは、JR九州及びクレジット会社をいいます。(2)「SF」とは、JR九州が相当の対価を得てICカード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。(3)「チャージ」とは、JR九州の定める方法でICカード乗車券にSFを積み増しすることをいいます。

第4条(デポジット)

カードについては、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第5条(チャージ)

会員は、ICカード取扱規則第12条に定める機器等によってチャージすることができます。

第6条(SF残高の確認)

会員は、ICカード取扱規則第13条に定める機器等によってSF残高を確認することができます。

第7条(払いもどし)

1.JR九州は、本特約第9条、第10条及び第11条に該当する場合で、会員から請求があった場合、ICカード取扱規則第31条の定めに基づいてSF残額を払いもどします。2.前項による払いもどしをした以降は、カードのICカード乗車券は使用できなくなるものとします。

第8条(再発行時の取扱い)

1.各社は、ICカード取扱規則第32条及び第34条にかかわらず、別途定める場合にICカード乗車券の再発行を行います。2.ICカード取扱規則第32条及び第34条による再発行を行った場合、従前のカードのSF残額及びJRキューポについては新カードへ引き継がれます。また、SUGOCAオートチャージ設定については新カードへ引き継がれます。

第9条(カードが無効となる場合等)

各社は、次の各号に該当する場合、ICカード乗車券を無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることがあります。(1)ICカード取扱規則第27条または第28条に該当した場合(2)電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合(3)会員のICカード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反するおそれがある場合

第10条(更新カード発行時の取扱い)

1.会員は、有効期限を更新した新しいカードが送付された場合で従前のカードにICカード乗車券の情報がある場合は、その有効期限内にSF残額が0円になるまでカードをご利用いただき切断の上破棄していただくか、本特約第7条によるSF残額の払いもどしを行うものとします。2.前項によるカード更新を行った場合、JRキューポは新しいカードへ引き継がれます。なお、SUGOCAオートチャージ設定は新カードへ引き継がれませんのでSUGOCAオートチャージサービスをご利用になる場合は会員が別途設定を行う必要があります。

第11条(退会の手続き)

会員がカードを任意に退会する場合は、第7条によるSF残額の払いもどしを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。

第 12 条(免責事項)

1.カードを紛失または盗難にあった場合等に、カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人による IC カード乗車券の使用等(払いもどしを含みます。)があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。2.カードの IC カード乗車券の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

第 13 条(有効な特約)

最新の印刷物、または最新のホームページに記載された特約ならびに告知内容は、全て従前の特約及び告知に優先するものとなります。

(2017 年 7 月 7 日時点)

IC カード乗車券取扱規則(抜粋版)

(この規則の目的) 第1条

この規則は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、ICカードを媒体としたストアードフェアカード及び定期乗車券(以下「ICカード乗車券」といいます。)による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲) 第2条

当社が発売するSUGOCAによる当社線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。2.前項の規定にかかわらず、当社が当社以外の者(以下「提携先」といいます。)と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行するICカード乗車券(以下「一体型ICカード乗車券」といいます。)について、当社線に係る旅客の運送等のサービス内容又はご利用条件に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。(注)一体型ICカード乗車券による提携先のサービス内容等については、当該提携先の定めるところによります。3.この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。4.この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。(注)別に定めるものの主なものは、次のとおりです。(1)旅客営業規則(昭和 62 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「旅客規則」といいます。)(2)学校及び救護施設指定取扱規則(昭和 62 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第3号)(3)身体障害者旅客運賃割引規則(昭和 62 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第5号)(4)特定者用定期乗車券発売規則(昭和 62 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第9号)(5)知的障害者旅客運賃割引規則(平成3年 11 月九州旅客鉄道株式会社公告第 38 号)(6)旅客連絡運輸規則(昭和 62 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 15 号。以下「連絡規則」といいます。)(7)SUGOCA電子マネー取扱規則(平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 26 号)(8)JR キューポ利用規約

(用語の意義) 第3条

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。(1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。(2)「SUGOCA」とは、当社が発行し、当社及び第 59 条第 2 項に規定する事業者が発売するICカード乗車券をいい、第3号から第7号までに定義する用語の総称です。(3)「SUGOCA乗車券」とは、ストアードフェアカードの機能のみをもつSUGOCAをいいます。(4)「無記名式SUGOCA乗車券」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人のご利用に供するSUGOCA乗車券をいいます。(5)「記名式SUGOCA乗車券」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人のご利用に供するSUGOCA乗車券をいいます。(6)「SUGOCA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ、記名人のご利用に供するSUGOCAをいいます。(7)「小児用SUGOCA」とは、「記名式SUGOCA乗車券」又は「SUGOCA定期券」のうち、旅客規則第 73 条に規定する小児(以下「小児」といいます。)の記名人のご利用に供するSUGOCAをいいます。(8)「自動改札機」とは、SUGOCAの改札を行う改札機をいいます。(8)の 2「新幹線乗換改札機」とは、自動改札機のうち、新幹線停車駅において、新幹線と新幹線以外の線区とを乗り継ぐ旅客の乗車券等の改札を行うものをいいます。(9)「SF」とは、ストアードフェアカードの機能により SUGOCA に記録される金銭的価値をいいます。(10)「チャージ」とは、当社の定める方法で SUGOCA に入金して SF を積み増しすることをいいます。(11)「デポジット」とは、当社がICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。(12)「乗車券類等」とは、SUGOCA用の自動券売機によりSF と引換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券並びに当社が別に認めたものをいいます。2.この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

(契約の成立時期) 第4条

SUGOCAに関する契約の成立時期は、SUGOCAを交付したときとします。

(規則等の変更) 第5条

この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意) 第 6 条

旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(SUGOCAの発売箇所) 第 7 条

SUGOCAの発売箇所は、当社が別に定めるところによります。2.第 59 条第 2 項に規定する事業者におけるSUGOCAの発売箇所は、当該事業者の定めるところによります。

(制限又は停止) 第 8 条

旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、SUGOCAの発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限又は停止をすることがあります。2.前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。3.本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(ICカードの所有権) 第 9 条

SUGOCAに使用するICカードの所有権は当社に帰属し、当社はSUGOCAを発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。2.旅客は、SUGOCAが無効となったとき、その使用資格を失ったとき又はSUGOCAが不要となったときは、当該ICカードを当社に返却しなければなりません。3.SUGOCAの改良その他当社が適切と認める場合には、当社は貸与したICカードの交換及びそれに相当する措置をSUGOCAの利用者に求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。4.前項に定める交換等を行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードを発行したことによりSUGOCAの利用者に不利益又は損害が生じたときであっても、当社はその責めを負いません。

(デポジット) 第 10 条

当社はICカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてICカード1枚につき 500 円を収受します。2.SUGOCAとして貸与したICカードを旅客が返却したときは、第 11 条、第 27 条、第 28 条又は第 43 条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。3.デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(SUGOCAの失効) 第 11 条

SUGOCAの発売若しくはICカードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はSUGOCA定期券の発売、払いもどし若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、当該SUGOCAに係る利用者の権利は失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。2.前項の規定にかかわらず、遺失物法(2006年法律第73号)の適用を受け、公告期間を経過した記名式SUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券に係る利用者の権利は失効します。3.旅客は、前各項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。4.故意にICカードを破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該SUGOCAに係る利用者の権利は失効します。

(チャージ) 第 12 条

SUGOCAは、SUGOCA用の自動券売機、自動精算機又はチャージ機でチャージすることができます。2.SUGOCAには、1回当たり別表第1に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSF残額は20,000円を超えることはできません。3.別のICカードのSFによるチャージはできません。

(SF残額の確認) 第 13 条

SUGOCAのSF残額は、SUGOCA用の自動券売機、自動精算機、チャージ機又は自動改札機(入出場する場合に限ります。)により確認することができます。

(SF利用履歴の確認) 第 14 条

SUGOCAの利用履歴は、SUGOCA用の自動券売機又はチャージ機により次の各号に定めるとおり確認することができます。(1)利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、若しくは乗車券類等との引換えを行った場合又はチャージ等を行った場合の取扱月日、運賃収受対象区間又は取扱箇所及び取扱後のSF残額とします。(2)利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。(3)次の場合は利用履歴の確認はできません。ア.出場処理がされていない利用履歴 イ.第17条第1項の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴 ウ.26週間を経過した利用履歴 エ.利用履歴の印字をした自動券売機又はチャージ機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機又はチャージ機により印字し、確認する利用履歴

(SUGOCA乗車券が無効となる場合) 第 27 条

SUGOCA乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、SFを含めて無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。(1)第19条第6項の規定に違反して乗車した場合(2)第19条第7項の規定に違反して乗車した場合(3)第19条第8項の規定に違反して乗車した場合(4)第19条第9項の規定に違反して乗車した場合(5)旅行開始後のSUGOCA乗車券を他人から譲り受けて使用した場合(6)係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合

(7)係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合 (8)氏名、生年月日を偽って購入した記名式SUGOCA乗車券を使用した場合(9)券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合(10)その他不正乗車の手段として使用した場合 2.前項第 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。 3.偽造、変造又は不正に作成されたSUGOCA乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(SUGOCA乗車券不正使用未遂の場合の取扱い) 第 28 条

偽造、変造又は不正に作成されたSUGOCA乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。 2.前項に規定するほか、SUGOCA乗車券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。 3.前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

(無記名式SUGOCA乗車券の記名式SUGOCA乗車券への変更) 第 29 条

無記名式SUGOCA乗車券は、記名式SUGOCA乗車券に変更の申し出をすることができます。この場合、第 22 条の取扱いを準用します。なお、記名式SUGOCA乗車券から無記名式SUGOCA乗車券への変更はできません。

(SUGOCA乗車券の払いもどし) 第 31 条

旅客は、SUGOCA乗車券が不要となった場合は、SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して当該SUGOCA乗車券のSF残額(10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とします。)の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客は、手数料としてSUGOCA乗車券1枚につき 220 円(SF残額が 220 円に満たない場合はその額)を支払うものとします。SF残額が 220 円以下の場合、SF残額の払いもどしはありません。 2.前項の規定により記名式SUGOCA乗車券の払いもどしを請求する場合は、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名式SUGOCA乗車券の記名人本人(小児用SUGOCA乗車券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明したときに限って払いもどしを行います。 3.前各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。 4.SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。 5.SUGOCA乗車券の払いもどしの請求を受け付けた後、利用者は払いもどしの取消し及びSUGOCAの機能の復元を請求することはできません。

(SUGOCA乗車券の紛失再発行) 第 32 条

無記名式SUGOCA乗車券の紛失等による再発行及び使用停止措置の取扱いはしません。 2.記名式SUGOCA乗車券の記名人が当該記名式SUGOCA乗車券を紛失した場合で、別に定める申込書を記名式SUGOCA乗車券の再発行を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当社は紛失した記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に、当該記名式SUGOCA乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより再発行を行います。(1)申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該記名式SUGOCA乗車券の記名人本人(小児用SUGOCA乗車券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明できること。(2)記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。(3)再発行を行う前に記名式SUGOCA乗車券の処理を行う機器に対して当該記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置が完了していること。 3.前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式SUGOCA乗車券1枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受します。 4.記名式SUGOCA乗車券の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。 5.第 2 項に規定する期間内に、再発行する記名式 SUGOCA 乗車券の引取りがない場合は、当該請求に対する交付は行いません。 6.第 2 項及び第 3 項の取扱いを行った後に、紛失した記名式SUGOCA乗車券を発見した場合は、旅客は、これを記名式SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した記名式SUGOCA乗車券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人(小児用SUGOCA乗車券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。(注)発見した記名式 SUGOCA 乗車券を利用者が再び利用することはできません。

(SUGOCA乗車券の障害再発行) 第 34 条

ICカードの破損等によってSUGOCA乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合で、旅客が当該SUGOCA乗車券とともに別に定める申込書をSUGOCA乗車券の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は当該SUGOCA乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に、当該SUGOCA乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより、当該SUGOCA乗車券のSF残額と同額のSF残額をもつSUGOCA乗車券の再発行の取扱いを行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(SUGOCA乗車券の再発行に係る当社の免責事項) 第 34 条の 2

第 32 条に定める再発行の取扱いを行う場合、紛失した記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に当該記名式SUGOCA乗車券の払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。 2.第 32 条及び前条に定める再発行の取扱いを行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の

ICカードを発行したことによりSUGOCAの利用者に不利益又は損害が生じたときであっても、当社はその責めを負いません。

（当社以外の事業者が発売する SUGOCA による乗車等の取扱方） 第 59 条

当社以外の事業者が発売するSUGOCAについても、当社線内において乗車等の取扱いを行います。2.当社線内において乗車等の取扱いを行うSUGOCAを発売する事業者は、次のとおりとします。北九州高速鉄道株式会社 3.前項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第 4 条から第 6 条まで、第 9 条第 1 項、第 11 条から第 14 条まで、第 15 条第 2 項前段、第 16 条から第 20 条まで、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 32 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 34 条、第 34 条の 2 第 1 項、第 35 条から第 37 条まで、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 46 条第 1 項及び第 3 項、第 48 条、第 48 条の 2 第 1 項、第 49 条から第 51 条まで並びに第 55 条から第 57 条までの規定を準用します。ただし、第 19 条第 9 項の規定のうち再印字の取扱いについては、当該ICカード乗車券の発行事業者の定めるところによります。また、第 32 条第 2 項、第 34 条、第 46 条第 1 項及び第 48 条において、当社以外の事業者が発売するSUGOCAは、当社でも使用停止措置を行うことができますが、再発行の取扱いは当該SUGOCAを発売した事業者に限り行うことができます。

（当社以外の事業者の会社線における SUGOCA 利用エリア） 第 60 条

第 18 条の規定のほか、第 59 条第 2 項に規定する事業者の会社線内におけるSUGOCA利用エリアは次のとおりとします。北九州高速鉄道線全線（注）当社以外の事業者の会社線におけるSUGOCA利用エリアでは、当該事業者が別に定める規則が適用されます。

附則 この公告は、平成 29 年 7 月 7 日から施行します。

別表第 1(第 12 条)チャージ金額 1,000 円 2,000 円 3,000 円 4,000 円 5,000 円 10,000 円

※一部のチャージ機では、10,000 円のチャージができません。

(2019 年 2 月 6 日時点)

SUGOCA 電子マネー取扱規則

第 1 条 この規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社(以下、「当社」といいます。)が、SUGOCA 電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第 2 条 適用範囲

加盟店での商品購入等の取扱いについては、この規則の定めるところによります。2.IC カード等による旅客の運用等については、「九州旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則(平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 11 号)」(以下、「IC カード乗車券取扱規則」といいます。)その他 IC カード等の発行事業者が別に定めるものによります。

第 3 条 用語の定義

この規則における主な用語の定義は、次の各号の定めがない場合、IC カード乗車券取扱規則に定めるところとします。(1)「SUGOCA 電子マネー」とは、発行者が発行した IC カード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方法で IC カード等に記録した金銭的価値をいいます。(2)「IC カード等」とは、利用者が SUGOCA 電子マネーを記録・利用するための、IC チップを内蔵する別表のサービスマークの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。(3)「発行者」とは、当社又は当社が SUGOCA 電子マネーの発行者として指定する会社若しくは組織をいいます。(4)「利用者」とは、本規則に同意し、SUGOCA 電子マネーを利用される方をいいます。(5)「チャージ」とは、当社の定める方法で IC カード等に SUGOCA 電子マネーを積み増しすることをいいます。(6)「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、SUGOCA 電子マネーの読取り、引去り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器(リーダ・ライタ)をいいます。(7)「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、IC カード等に記録されている一定額の SUGOCA 電子マネーを引き去り、発行者の電子計算機、IC カード等又は加盟店の端末に同額の SUGOCA 電子マネーが積み増しされることをいいます。(8)「加盟店」とは、当社が SUGOCA 電子マネーに係る加盟店として指定した店舗等であって、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供するものをいいます。当社が、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。(9)「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務(以下、「商品等」といいます。)を購入し又は提供を受けた際に、金銭等に換えて SUGOCA 電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。(10)「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいいます。(11)「SF」とは、ストアードフェアカードの機能により、IC カード等に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類等との引換えに充当するものをいいます。

第4条 加盟店での SUGOCA 電子マネーのご利用

利用者は、別表の SUGOCA 電子マネーのサービスマークを掲示した加盟店で、SUGOCA 電子マネーを利用して商品等を購入することができるものとします。2.前項の定めにかかわらず、利用者は、1 回の電子マネー取引につき 2 枚以上の IC カード等を同時に使用することはできません。3.第 1 項の場合、利用者の IC カード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当する SUGOCA 電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。4.商品等の代金額及び SUGOCA 電子マネーの残高は、SUGOCA 電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示金額及び SUGOCA 電子マネー残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。5.当社及び発行者は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。ただし、当社が第 3 条(8)でいう「加盟店」にあたる場合はこの限りではありません。6.記名式 SUGOCA 乗車券及び SUGOCA 定期券については、記名人本人以外は利用できません。ただし、電子マネー取引に関しては、カード保有者を記名人とみなして、本人確認を行うことなく、利用を認めます。よって、当社及び加盟店は記名人本人以外の使用によって生じた記名人本人の損害についてその責を負いません。

第5条 前条のご利用後に生じた事由

前条の SUGOCA 電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間で、SUGOCA 電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該 SUGOCA 電子マネーの返還はできません。

第6条 SUGOCA 電子マネーが利用できない場合

利用者には、以下の各号に定める場合においては、第 4 条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。(1)利用者の IC カード等に記録保存されていた SUGOCA 電子マネーが、変造又は不正に作成されたものであるとき。(2)SUGOCA 電子マネーに係るシステムの通信時、又は同システムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。(3)SUGOCA 電子マネーに係るシステムの障害時、IC カード等もしくは端末の破損又は電磁波影響その他の事由による SUGOCA 電子マネーの破壊もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。(4)IC カード等が不正乗車の手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、IC カード乗車券取扱規則その他 IC カードの発行事業者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。(5)電子マネー取引に際し、SUGOCA 電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返す場合。(6)その他やむを得ない事由のある場合。

第7条 取扱対象外商品等

有価証券及び金券等のほか、当社が別途定める商品等については、電子マネー取引はできません。

第8条 制限責任

SUGOCA 電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社又は発行者はその責任を負わないものとします。

第9条 規則の変更

当社は、本規則を変更することができるものとします。2.本規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者が SUGOCA 電子マネーを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第10条 規定の準用

IC カード乗車券取扱規則の第 9 条(IC カードの所有権)、第 10 条(デポジット)、第 11 条(SUGOCA の失効)、第 12 条(チャージ)、第 14 条(SF 利用履歴の確認)、第 32 条、第 34 条、第 46 条、第 48 条(再発行)、31 条、第 44 条(払いもどし)、その他 IC カード乗車券の権利内容に係る基本的事項を定めた規定のうち旅客運送に関するもの以外の規定は、SUGOCA 電子マネーについて、準用するものとし、この場合、「SF」を「SUGOCA 電子マネー」、「SUGOCA」を「IC カード等」と読み替えることとします。但し、第 14 条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容は、取扱月日及び取扱金額のみであって、取扱箇所(取扱加盟店)の印字及び表示は行いません。

附則 この公告は、平成 21 年 3 月 1 日から施行します。

別表(第 3 条、第 4 条)IC カード等及び加盟店に対する表示

(2013 年 3 月 1 日時点)

JRキューポ利用規約

(本規約の目的) 第1条

本規約は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、次の各号に定めるサービスの利用者(以下「利用者」といいます。)に対して提供するポイント(以下「JR キューポ」といいます。)の内容及び適用条件などに関する基本的事項を定めたものです。(1)当社が、「JR九州 Web 会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者(2)当社が、「JR九州インターネット列車予約サービス利用規約」などに基づいて提供する JR九州インターネット列車予約サービスの利用者(3)当社及び当社が提携するクレジットカード会社が、会員規約などに基づいて発行する「JQ CARD」の利用者(4)当社が、「ICカード乗車券取扱規則」などに基づいて発行する ICカード乗車券「SUGOCA」の利用者(5)当社が、「JR キューポアプリ会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者(6)当社が、「JR九州エクスプレス予約サービス会員規約」または「スマート EX サービス会員規約」などに基づいて提供するサービス(以下「EX サービス」といいます。)の利用者(7)当社が定めるその他の利用者

(適用範囲) 第2条

JR キューポのサービス内容などについては、本規約の定めるものによります。2.利用者は、本規約ならびに第1条の(1)から(6)の規約・規則などに定めていない事項については、当社、当社グループ会社、当社が提携する企業が JR キューポの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定など(以下、「利用規約など」といいます。)に従うものとします。

(用語の定義) 第3条

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。(1)「JR キューポ」とは、本規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。(2)「ボーナスポイント」とは、通常付与されるポイント以外に、当社が定める特別の条件下で付与されるポイントをいいます。(3)「ポイントチャージ」とは、SUGOCA 用の自動券売機で、JR キューポを使用して、SUGOCA の SF(ストアードフェアカードの機能により SUGOCA に記録される金銭的価値をいいます。)にチャージすることをいいます。(4)「ポイントセンター」とは、利用者への JR キューポの付与、管理を行うシステムセンターをいいます。(5)「加盟店」とは、所定の手続きにより当社が認めた、JR キューポアプリの会員証機能及びクーポン機能などを利用して提供するサービスを利用して商品など(役務またはサービスを含みます。)を販売する者をいいます。

(ポイントの付与) 第4条

当社は、利用者に対して、次の各号に定める JR キューポを付与します。(1) JR九州インターネット列車予約サービスの利用金額などに応じた付与(2) JQ CARD によるカードショッピングのご利用金額などに応じた付与(3)当社が指定する JR キューポ付与の対象となる SUGOCA の SF 利用及び加盟店における電子マネー利用に応じた付与(4)JR キューポアプリの利用金額などに応じた付与(5)当社が指定する JR キューポ付与の対象となる EX サービスの利用金額などに応じた付与(6)利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与(7)その他当社が別途定める方法により付与 2.当社は JR キューポ付与対象サービスの利用取消しを行った場合は、JR キューポは付与しません。当社が当該利用に対してすでに JR キューポを付与している場合は、後日 JR キューポの減算処理を行う場合があります。3.付与された JR キューポの換金、または第三者への譲渡などはできません。

(ポイントの効力) 第5条

JR キューポは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。なお、第4条1項の各号に定めるポイントごとに、付与日が異なる場合があります。2.JR キューポは、原則として付与された日から2年後の月末まで有効です。3.前項の定めによらず、JR キューポの有効期限は提供するサービスやキャンペーン等によって異なることがあります。4.有効期限を過ぎた JR キューポは自動的に失効します。5.利用者が、本規約及び第1条各号に記載される各サービスの規約などに違反した場合、利用者には付与されている JR キューポは失効します。

(ポイントの照会・合算) 第6条

利用者は、JR キューポの付与日、付与状況、残高、交換状況、失効予定などについて、当社指定の方法に基づいて照会することができます。2.JR九州 Web 会員に登録した利用者は、当社サイト、JR九州アプリ及び JR キューポアプリから当社所定の手続きにより、利用者本人名義の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA を、各々最大5枚まで登録することにより第4条第1項の各号に基づいて付与する JR キューポの合算、照会が行えます。3.利用者が、JR九州 Web 会員サービスを退会した場合には、インターネット列車予約サービス及び JR キューポアプリなどの利用に基づいて付与されたポイントはすべて失効し、また利用者本人名義の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA の利用に基づいて付与された JR キューポは各々の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。4.利用者が、本条第2項で定める JR キューポの合算のための登録を解除した場合には、利用者本人名義の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA の利用に基づいて付与された JR キューポは各々の JQ CARD または記名式 SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。

ます。5.利用者が、本条第2項で定めるJRキューポの合算のための登録をした状態であっても、JQ CARDまたは記名式 SUGOCA を解約した場合には、各々の JQ CARD または記名式 SUGOCA の利用に基づいて付与された JR キューポは失効いたします。

(ポイントの交換) 第7条

利用者は、付与された JR キューポを当社指定の手続きにより、当社が指定する商品・サービスと交換することができます。2.前項に定める手続きによって一旦交換した JR キューポは、その交換を取消すことはできません。ただし、JR キューポ特典きっぷについてはこれによらず、別途定める条件にて払いもどしを行うことができるものとします。なお、交換により取得する JR キューポは、JR 九州 Web 会員サービス、または交換時に用いた各々の JQ CARD または SUGOCA へ個別に付与されます。3.交換した商品・サービスの換金、または第三者への譲渡、販売はできません。4.交換した商品・サービス、もしくはこれらに関する通知または書類の送付などを行う場合のお届け先は、原則として利用者が当社所定の手続きによって指定した当社に届け出られている自宅住所とし、それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。5.前項の定めるところにより、当社に届け出られている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービスなどが延着または不着となった場合であっても、通常到着すべきときに利用者には到着したものとみなします。6.JR キューポを商品・サービスに交換した後に、JR 九州インターネット列車予約、JQ CARD のカードショッピング、当社が指定する JR キューポ付与の対象となる SUGOCA の SF 利用及び加盟店における電子マネー利用など、JR キューポ付与のもととなった取引の一部、または全部を取消した場合、交換した JR キューポに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。

(ポイントの SUGOCA チャージ) 第8条

利用者は、第6条第2項で規定する JR キューポの合算対象として予め登録した SUGOCA の SF、または利用者のうち JQ CARD 会員が当社が別に定める SUGOCA オートチャージ取扱規則第4条に基づき、オートチャージサービス利用契約を締結した当該オートチャージ SUGOCA の SF に、JR キューポをポイントチャージすることができます。なおポイントチャージの取扱はポイントチャージ機能付自動券売機に限ります。2.ポイントチャージ機能付自動券売機では、前項の規定によらず、利用者が保有する SUGOCA への現金チャージと同時に自動でポイントチャージを行うことができます。3.JR キューポを SF にポイントチャージする場合は、1ポイント1円として換算し、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円のいずれかの金額をチャージすることができます。ただし、1枚あたりの SF 残額は 20,000円を超えることはできません。4.一度 SUGOCA の SF にポイントチャージした JR キューポは、再び JR キューポに戻すことはできません。5.ポイントチャージ後の SF の取扱いについては、当社の IC カード乗車券取扱規則などに従うものとします。6.当社は、交換した SF の紛失、盗難などを理由とする SF の再提供及び保証の義務を負いません。7.交換後の SF の取扱いについては、当社の IC カード乗車券取扱規則及び SUGOCA 電子マネー取扱規則の定めによるものとします。

(ポイントの利用) 第9条

利用者は第6条第2項で規定する JR キューポの合算対象として予め登録した JR キューポアプリの提供するサービスの利用により、当社が別途定める加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金の一部または全部を支払うことができます。

(業務委託) 第10条

利用者は、当社が指定する委託先(以下「委託先」といいます。)に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。(1) JR キューポの加減算・利用に関する業務(2) JR キューポの情報処理・電算機処理に付随する業務(3) その他、当社が指定した JR キューポのサービスにかかる業務 2.利用者は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとします。3.利用者は、委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、利用者に関する情報を当社が委託先に提供することを、予め承諾するものとします。

(免責事項) 第11条

JR 九州 Web 会員の会員 ID などの漏洩・盗難、または保有する JQ CARD や SUGOCA の SF の盗難・紛失などにより、第三者が JR キューポを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。2.利用者が、オートチャージ SUGOCA の SF の盗難・紛失などの際、IC カード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の手続きを行わなかった場合、及び再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間に、当該 SUGOCA の SF へのポイントチャージなどにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。3.機器の障害や輸送障害または運営上の都合により、やむを得ず当社が指定する JR キューポ付与の対象となる SUGOCA の SF 利用及び加盟店における電子マネーが利用できないことによって、当該利用に対する JR キューポの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。4.その他、当社の責任に帰すことのできない事由から発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

(ポイントサービスの終了、中止、変更) 第12条

利用者は、当社が、利用者がすでに取得したJRキューポの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、JRキューポのサービスを終了、中止または本規約を変更することができることを予め承諾するものとします。2.当社は、JRキューポのサービスの終了、中止及び本規約を変更する場合は、その旨を当社ホームページにて告知またはその旨を利用者へ通知するものとし、当該告知、または通知にて指定する期日をもって、JRキューポのサービスの終了、中止、または規則の変更がなされるものとします。

(ポイントサービスの制限、停止、廃止) 第13条

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常などの不可抗力の発生により、本規約に定めるJRキューポのサービス提供を、予告なく一時的に制限、停止することがあります。2.当社が前項に基づき、JRキューポのサービスについて一時的な制限または停止を行った場合に、利用者に何らかの損害または不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

(管轄裁判所) 第14条

利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間で誠意をもって解決するものとします。2.利用者と当社との紛争については、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の発効) 第15条

本規約は、日本標準時間2025年1月22日から有効とします。

SUGOCA オートチャージサービス取扱規則

第1条 本規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が定めたICカード乗車券取扱規則(平成21年2月公告第11号)に基づいて定める規則であり、当社とオートチャージサービスの提供に関する契約(以下「オートチャージサービス利用契約」といいます。)を行った、ICカード乗車券取扱規則に定める記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券の使用者が、当社が別に定める自動改札機による改札を受けて入場する際に、SUGOCA内のSF残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録されたSUGOCAに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし(以下このチャージを「オートチャージ」といいます。)、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス(以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」といいます。)の内容及び使用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

第2条 適用範囲

SUGOCAにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービスにかかわる取扱いは、この規則の定めるところによります。この規則に定めのないSUGOCAの取扱いについては、ICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則(平成21年2月九州旅客鉄道株式会社広告第26号)及びこれらに付帯する一切の基準等の定めるところによります。

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。(1)「オートチャージサービス利用者」とは、当社とオートチャージサービス利用契約を結んだ、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券の使用者をいいます。(2)「決済カード」とは、当社とクレジットカード会社が提携して発行するクレジットカードのうち、オートチャージサービスにかかわる利用代金が生じるごとに当社への決済手段として使用するために登録したカードをいいます。なお、決済カードの取扱いについては、決済カードの規約に定めるところによります。(3)「決済」とは、オートチャージサービス利用者が決済カードにより利用代金を支払うことをいいます。(4)「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券に記録された情報をいいます。(5)「オートチャージSUGOCA」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券をいいます。(6)「新規設定SUGOCA」とは、記名式SUGOCA乗車券発売時にオートチャージ設定情報を記録したオートチャージSUGOCAをいいます。(7)「オートチャージ利用開始設定」とは、発売済の記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券にオートチャージ設定情報を記録することにより、当該SUGOCAをオートチャージSUGOCAにすることをいいます。(8)「オートチャージ判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいいます。(9)「オートチャージ入金金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいいます。2.前各号に定めのない用語については、ICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則の定めるところによります。

第4条 利用契約の成立

オートチャージサービス利用契約は、利用希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、

当社が定めた手続きに基づいて登録希望の申込みを行い、当社において、新規設定SUGOCAの発売のための手続きを完了したとき、又は当社においてオートチャージ利用開始設定の手続きを完了したときに、当社と利用希望者の間において成立します。2次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用希望者の利用申込みを承認しません。この場合、利用希望者が申込みのために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しません。なお、本条に基づく利用希望者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。(1)申込み方法の誤りや、提出した書類への記入不足、記入不鮮明、提出書類不足、その他申込みの不備があった場合(2)利用希望者、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券の使用者、登録希望のあったクレジットカードの名義人が同一人でない場合(3)登録希望のSUGOCAが無記名式SUGOCA乗車券である場合(4)登録希望のSUGOCAが小児用SUGOCA乗車券である場合(5)登録希望のSUGOCAがSF利用不可のSUGOCAである場合(6)登録希望のSUGOCAがオートチャージSUGOCAである場合(7)登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合(8)登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの決済カードとして登録がされたクレジットカードである場合(9)登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、利用希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合(10)その他当社が、利用希望者がオートチャージサービスを利用することを、不適当と判断した場合

第5条 新規設定 SUGOCA の契約の成立

新規設定SUGOCAを発売する際の、記名式SUGOCA乗車券の使用にかかわる契約は、ICカード乗車券取扱規則にかかわらず、オートチャージサービスの登録が完了したときに、当社と記名式SUGOCA乗車券の使用者の間において成立します。

第6条 デポジットの收受方法

新規設定SUGOCAを発売する際のデポジットは、決済カードから收受します。

第7条 オートチャージ利用開始設定

当社所定の手続きによりオートチャージ利用開始設定の申込みを行い、当社からオートチャージ利用開始設定の手続きの通知を受けた利用希望者は、当社所定の手続により、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券へオートチャージ利用開始設定を行わなければなりません。

第8条 個人情報の取扱い

利用希望者がオートチャージサービス利用契約を申し込むときもしくはカード会社が当社と提携し発行する決済カードを申し込むときに申込書に記載した、氏名、生年月日、性別、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券に登録する電話番号、オートチャージSUGOCA又はオートチャージSUGOCAにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限等(以下「オートチャージサービス利用者個人情報」という。)の取扱いは、次の各号のとおりとします。(1)取得したオートチャージサービス利用者個人情報は、当社の定める個人情報の保護に関する基本方針に基づき、当社が管理します。(2)当社は、取得したオートチャージサービス利用者個人情報を、次の目的で利用します。ア.オートチャージサービス利用者及び利用希望者の本人確認。イ.オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済。ウ.当社からオートチャージサービス利用者へのオートチャージSUGOCA及びオートチャージSUGOCAにかかわる通知・案内の送付。エ.当社からオートチャージサービス利用者及び利用希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認。

第9条 利用契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合、オートチャージサービス利用契約は解除されます。(1)オートチャージサービス利用者の不在等により、新規設定SUGOCAを交付できなかった場合(2)オートチャージサービス利用者が、当社の定める手続に従い、オートチャージサービスの停止を行った場合。(3)オートチャージサービス利用者のオートチャージSUGOCAについて、ICカード乗車券取扱規則第31条又は第44条に定める払い戻しが行われた場合。(4)オートチャージサービス利用者のオートチャージSUGOCAについて、ICカード乗車券取扱規則第27条、第28条又は第43条の規定により失効した若しくは無効であったことが判明した場合。(5)オートチャージサービス利用者のオートチャージSUGOCAについて、ICカード乗車券取扱規則第11条の規定により失効したことが判明した場合。(6)オートチャージサービス利用者の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合。(7)利用契約成立後に、オートチャージサービス利用者の申込み内容が、利用申込みを承認しない事項に該当することが判明した場合(8)カード会社が、オートチャージサービス利用者のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合(9)その他この規則に定める利用契約解除事由に該当した場合 2.利用契約の解除によるオートチャージサービス利用者の損害に対し、当社はその責めを負いません。また、当社が前項の規定によらず、特に認めて利用契約を解除した場合、解除までの間のオートチャージサービス利用者の一切の不利益に対し、当社はその責めを負いません。3.オートチャージサービス利用者は、利用契約解除後であっても、解除前に発生したオートチャージサービスにかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承するものとします。

第10条 交付できなかった新規設定 SUGOCA の失効

オートチャージサービス利用者に交付できなかった新規設定SUGOCAは、ICカード乗車券取扱規則の規定に関わらず、オートチャージ設定情報の記録日の翌日を起算日として、2ヶ月を経過した場合は失効します。2.前項により失効した場合、記名式SUGOCA乗車券の利用者はデポジットの返却を請求することはできません。

第11条 オートチャージ

オートチャージSUGOCAは、次の各号の条件をすべて満たすときには、当社が別に定める自動改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際に、オートチャージすることができます。(1)オートチャージSUGOCAのSF残額がオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ判定金額以下であるとき。ただし、オートチャージ判定金額は1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、オートチャージサービス利用者が特段の設定をしないときは2,000円とします。(2)当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。2.オートチャージする金額はオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ入金金額とし、この金額はオートチャージサービスにかかわる利用代金として決済カードから収受します。ただし、オートチャージ入金金額は1回あたり1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、オートチャージサービス利用者が特段の設定をしないときは1回あたり3,000円とします。3.前各項にかかわらず、クレジットカード会社が利用者の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合には、オートチャージできないことがあります。なお、本項に基づくオートチャージサービス利用者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。4.実行したオートチャージを取り消すことはできません。

第12条 オートチャージ SUGOCA が無効となる場合

オートチャージSUGOCAは、次の各号のいずれかに該当する場合は、ICカード乗車券取扱規則第27条、第28条又は第43条を準用し、無効として回収します。この場合、デポジット及びSUGOCAに記録されている一切のSF及び定期券部分ならびに及びJRキューポは返却しません。(1)決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って利用申込みしたことが判明した場合(2)その他不正な手段で利用申込みをしたことが判明した場合

第13条 オートチャージ SUGOCA の使用方法及び制限事項

新規設定SUGOCAには、署名欄に当該SUGOCAに記録された利用者の氏名を記載しなければなりません。2.オートチャージ利用開始設定を行う記名式SUGOCA乗車券は、第7条に定めるオートチャージ利用開始設定の手続き完了後に、オートチャージSUGOCAとして取り扱います。3.オートチャージサービス利用者は、オートチャージSUGOCAのオートチャージ判定金額及びオートチャージ入金金額を、当社の定める手続により、変更することができます。4.利用契約解除後のオートチャージSUGOCAは、記名式SUGOCA乗車券として取り扱います。

第14条 新規設定 SUGOCA の氏名の表示

新規設定SUGOCAの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名式SUGOCAは使用することができません。2.前項の場合、当該記名式SUGOCAの利用者は、ICカード乗車券取扱規則第7条に定めるSUGOCAの取扱箇所に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければなりません。

第15条 オートチャージサービスの免責事項

オートチャージSUGOCAの盗難、紛失により第三者がオートチャージSUGOCAを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。2.オートチャージSUGOCAの盗難、紛失の際、ICカード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、及び再発行登録を行い、当社の使用停止措置が完了するまでの間に生じたオートチャージや払いもどし、SFの使用等で生じたオートチャージサービス利用者の損害については、当社はその責めを負いません。3.その他当社の責任に帰すことのできない事由から発生したオートチャージサービス利用者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第16条 本規則の追加、変更

当社は、この規則を予告なく変更することがあります。2.当社は、この規則の内容を変更する場合は、当社指定の方法により、オートチャージサービス利用者に変更事項を通知又は告知するものとします。なお、オートチャージサービス利用者は、この規則の変更があった場合、改定後の規則に従うことを予め承諾するものとします。

第17条 オートチャージサービスの制限又は停止

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常、当社のシステム異常等の不可抗力の発生により、この規則に定めるオートチャージサービスの内容の提供を一時的に制限もしくは停止をすることがあります。2.当社が前項に基づきオートチャージサービスの制限もしくは停止を行った場合に、オートチャージサービス利用者には何らかの損害又は不利益が生じても、当社は一切その責任を負いません。

第18条 有効な規則

最新の印刷物、又は最新のホームページに記載された規則ならびに告知内容は、すべて従前の規則及び告知に優先するものとなります。

(2017年7月7日時点)

消費税改定により約款が変更される場合があります。最新版はホームページをご参照ください。
<http://www.jrkyushu.co.jp/sugoca/rule/index.html>